東京医療保健大学立川看護学部入試委員会規程

(設置)

第1条 立川看護学部の入試について、妥当性を検証し、入試の企画・運営・実 行を進めることを目的に、立川看護学部入試委員会(以下「委員会」と いう)を設置する。

(構成)

- 第2条 委員会は次の者をもって構成する。
 - (1) 教授会において任命する教員
 - (2) 立川事務部長
 - (3) 学部長は必要に応じて出席することができる。
 - (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等 を聴取することができる。

(審議事項)

- 第3条 委員会は次の事項を審議する。
 - (1) アドミッションポリシーに関すること。
 - (2) 学部入試に関すること。
 - (3)入試広報に関すること。
 - (4) その他。

(委員長等)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 2 委員長及び副委員長は、教授会において任命する。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(開催日)

第6条 委員長が召集する日に開催する。

附 則 本規程は令和2年4月1日から施行する。